箕　面　市　立　小　中　学　校

ガスヒートポンプエアコン保守点検
業務委託仕様書

ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書

箕面市立の小中学校のガスヒートエアコンの保守点検業務については、以下の内容により実施するものとする。

（保守業務等）

第１条　箕面市（以下「甲」という。）は、条件票に記載の建物に設置された甲の管理する（１）記載の対象機器について（２）記載の保守業務（以下「保守業務」という。）を受託業者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

（１）対象機器

ガスヒーポン（ＧＨＰ）のうち、条件票に記載する室外機（以下「対象室外機」という。）とそれに対応する室内機本体（全熱交換器一体型、加湿器一体型を除く）・庫内機本体・水熱交換ユニット本体・床暖房パネル本体およびリモートコントローラ本体（以下「対象付属物」という。）とし、以下これらを総称して「対象機器」という。（室内機に付属する加湿器・空気清浄器等の室内機オプション品、集中管理リモートコントローラ等のオプションリモートコントローラ、その他対象機器以外の物は含まない。）

尚、対象機器は、対象室外機とそれに対応する対象付属物毎に、乙の定める条件に従って、対象機器Ａ、対象機器Ｂ、対象機器Ｃ、対象機器Ｄ、対象機器Ｅ、対象機器Ｆに分類し、条件票にその種類を記載する。

（２）保守業務

乙は、対象機器の定期点検作業（以下「定期点検」という。）と故障発生時の修理作業（以下「故障修理」という。）を第２条に示す内容で保守業務として行う。（室内機フィルター清掃等機器の取扱説明書に記載する甲の日常点検項目、室外機およびそれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体の熱交換フィンの汚れ・目詰まりの清掃・洗浄作業、室内機ドレンパンの清掃、その他本契約に保守業務として明記された作業以外の作業は含まない。）

（保守業務の内容）

第２条　乙は、保守業務を次の通り行うものとする。

但し、乙は、保守業務を乙の指定する代行者に委託できるものとする。

（１）　毎年定期点検を実施する。

毎年定期点検　※

（点検時期・回数は３月・１回）

乙は、対象機器について本契約が有効である期間中、年度あたり１回以上（回数は乙が定める）乙の定めるガスヒーポン（ＧＨＰ）定期点検表に基づき対象室外機の各部の点検もしくは調整または部品交換等を行う。また、その結果を甲に報告する。

（２）　第１条（１）記載の対象機器の種類毎に故障修理を次の通り実施する。

尚、全部交換・一部交換等故障修理の方法、内容は乙が決定する。また、通算運転時間はいずれの場合も当該対象室外機の時間計による。

①対象機器の種類が第２条（１）記載の対象機器Ａの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

１）　当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１３年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が３０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

②対象機器の種類が第２条（１）記載の対象機器Ｂまたは対象機器Ｃの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

１）　当該対象機器の対象室外機の通算運転時間が３０，０００時間に到達した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」。

２）　当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１３年が経過する時または当該室外機の通算運転時間が５０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本

体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

③対象機器の種類が第２条（１）記載の対象機器Ｄの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

１）　当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１０年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が２０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」。

２）　当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１３年が経過する時または当該室外機の通算運転時間が５０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

④対象機器の種類が第２条（１）記載の対象機器Ｅの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

１）　当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１０年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が２０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」。

２）　当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１５年が経過する時または当該室外機の通算運転時間が３０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

⑤対象機器の種類が第２条（１）記載の対象機器Ｆの場合

当該対象機器について本契約が有効である期間内に、当該対象機器に

万一故障が発生した場合、乙は甲の依頼によりすみやかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行う。

この故障修理に要した「基本料」、「技術料」、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」は委託契約料金に含む。

但し、次のものは委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

1） 当該対象機器の対象室外機の保証開始日から起算して１０年が経過する時または当該対象室外機の通算運転時間が２０，０００時間に到達した時のいずれか早期に到来した時点以降に、当該対象機器に発生した故障修理に要する費用のうち、「ガスエンジン本体代」および「ガスエンジン本体以外の部品代」。

（３） 次の故障の場合は、本契約の対象外とする。

① 甲の不注意もしくは不適当な使用管理（ex.取扱説明書等に記載する甲の日常点検項目の実施が不十分であった場合）に起因して生ずる故障。

② 室外機に対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体のエアーフィルターおよび熱交換フィンの汚れ・目詰まり、室外機熱交換フィンの汚れ・目詰まりに起因して生ずる故障、または室内機ドレンパンの汚れに起因して生じる故障。

③ 天災地変、災害、その他の不可抗力、対象機器の経年劣化等、乙の責に帰さない事由により生じた故障。

④ 甲が改造、変更、移転等対象機器の現状を変更したことによる故障、または甲が指定油脂類・部品等以外のものを使用して生じた故障。

⑤ 乙の認める者（乙含む。）以外の第三者が修理したことによる故障。

⑥ 対象機器の設計または施工に起因する故障。

⑦ 対象機器以外の物の故障。

⑧ 音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損傷等、対象機器の稼動に影響のないもの。

⑨ 室外機もしくは室内機を構成するパネル・底板等の構成部材、その他部材の修理、取替、または「ガスエンジン本体もしくはガスエンジン本体以外の部品」以外の物を要する故障。

⑩ その他、乙の責に帰さない事由（補修部品の保有期限超過後の欠品等）による修理不可能な故障。

（４） 対象機器のオーバーホールは本契約の対象外とする。

（５） 保守業務を履行する上でクレーン車、ユニック車等の特殊車輛が必要な場合、または保守業務を履行する上で玉掛け等特殊技能が必要な場合、それらに必要な費用は委託契約料金に含まれず、甲はこれらを別途乙の定める方法および支払期日にて乙に支払う。

<別紙1>

ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託等条件票

甲と乙の間で締結した「ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書」（以下「保守点検業務委託」という。）記載の「ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託等条件票」は次のとおりとする。

1. 定期点検の種類

□ ~~サイクル定期点検~~	☑ 毎年定期点検

*定期点検は毎年３月に実施

2. 建物名、住所、対象機器、定期点検サイクル等

建物名称	箕面市立小学校	学校数	１１ 校
建物の所在地	箕面市内	機器台数	３１ 台

建物名	住所	対象室外機				左記対象室外機系統の対象機器の種類	設置場所
		型式	製造番号	保証開始日	定期点検のサイクル※1		
箕面市立　西小学校	箕面市新稲３丁目１２－２	SGP-H450M4GZDR	JCJ9ED00368	2010/9/1	5	A	ＧＬ
箕面市立　西小学校	箕面市新稲３丁目１２－２	TGSP280B2N	200592	2004/9/1	5	A	ＧＬ
箕面市立　西小学校	箕面市新稲３丁目１２－２	TGSP280C1N	100158	2006/6/16	5	A	ＧＬ
				計			
箕面市立　北小学校	箕面市箕面３丁目４－１	SGP-CH500F2-2	ZG-0030858	1995/9/1	2	F	屋上
箕面市立　北小学校	箕面市箕面３丁目４－１	GLAP280MN	A000108	2008/7/18	5	A	ＧＬ
				計			
箕面市立　西南小学校	箕面市瀬川３丁目２－１	SGP-CH355G1	XF-H7001829	1997/8/28	4	F	ＧＬ
箕面市立　西南小学校	箕面市瀬川３丁目２－１	YCSJ140-A-2	MG51-0006288	1997/8/28	2	F	ＧＬ
				計			
箕面市立　萱野東小学校	箕面市石丸１丁目１８－１	SGP-CH560G1	WF-L8003649	1998/8/12	4	F	ＧＬ
箕面市立　萱野東小学校	箕面市石丸１丁目１８－１	YNMP140G1N	6GD1112N	2006/8/31	5	A	ＧＬ
箕面市立　萱野東小学校	箕面市石丸１丁目１８－１	YNMP140G1N	8GD2721N	2008/9/1	5	A	ＧＬ
				計			
箕面市立　南小学校	箕面市桜６丁目５－１	SGP-CH560G1	WI-L8009379	1999/3/11	4	F	屋上
箕面市立　南小学校	箕面市桜６丁目５－１	SGP-CH450G2N	VH-J9003839	1999/10/26	4	F	屋上
箕面市立　南小学校	箕面市桜６丁目５－１	SGP-CH355G2N	VC-H8000719	1999/10/26	4	F	屋上
				計			
箕面市立　箕面小学校	箕面市百楽荘１丁目８－７	YNZJ450EAN	0EL5527N	2000/8/24	5	F	ＧＬ
箕面市立　箕面小学校	箕面市百楽荘１丁目８－７	YGZP850H1NB	9HV-0482N	2010/3/31	5	A	屋上
				計			
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	SGP-CH450H1N	UJ-J0A06079	2001/1/11	5	F	ベランダ
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	SGP-CH450H1N	UJ-J0A06139	2001/1/11	5	F	ベランダ
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	YNZJ355EAN	1EG7522N	2001/9/19	5	F	屋上
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	YNPP140E2N	2EP9371N	2002/8/27	5	A	ＧＬ
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	YNPP140E2N	2EP9369N	2002/8/27	5	A	ＧＬ
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	YNPP140E2N	2EP9368N	2002/8/27	5	A	ＧＬ
箕面市立　豊川北小学校	箕面市粟生間谷西４丁目３－１	TGSP280B2N	200248	2003/9/1	5	A	ＧＬ
				計			
箕面市立　萱野北小学校	箕面市如意谷４丁目４－１	YNZJ560E2N	1EV8899N	2001/8/28	5	F	ＧＬ
				計			
箕面市立　豊川南小学校	箕面市小野原東３丁目２－１	YNZJ560E2N	1EV8787N	2001/8/30	5	F	ＧＬ
箕面市立　豊川南小学校	箕面市小野原東３丁目２－１	TGNP180A6N	600688	2004/10/1	3	A	ＧＬ

建物名	住所	対象室外機				左記対象室外機系統の対象機器の種類	設置場所
		型式	製造番号	保証開始日	定期点検のサイクル※1		
		計					
箕面市立　中小学校	箕面市稲１丁目１５−８	YNZJ560E2N	1EV8897N	2001/8/28	5	F	ＧＬ
箕面市立　中小学校	箕面市稲１丁目１５−８	TGNP140A7N	700230	2004/8/31	3	A	ＧＬ
箕面市立　中小学校	箕面市稲１丁目１５−８	YNMP180G1N	6GE0888N	2006/6/16	5	A	ＧＬ
		計					
箕面市立　東小学校	箕面市粟生新家５丁目５−１	YNZJ560E2N	1EV8784N	2001/8/29	5	F	ＧＬ
箕面市立　東小学校	箕面市粟生新家５丁目５−１	GHCP450HMT6	H45700052JG	2005/2/28	5	A	屋上
箕面市立　東小学校	箕面市粟生新家５丁目５−１	GHCP450HMT6	H45700055JG	2005/2/28	5	A	屋上

※1　対象室外機の定期点検サイクル

記号	定　期　点　検　サ　イ　ク　ル
5	対象室外機の保証開始日から起算して5年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が10,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
4	対象室外機の保証開始日から起算して4年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が8,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
3	対象室外機の保証開始日から起算して3年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が6,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
2	対象室外機の保証開始日から起算して2年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が4,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
1	対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が2,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）

以上

＜別紙1＞

ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託等条件票

甲と乙の間で締結した「ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書」（以下「保守点検業務委託」という。）記載の「ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託等条件票」は次のとおりとする。

1. 定期点検の種類

□ ~~サイクル定期点検~~	☑　毎年定期点検

*定期点検は毎年３月に実施

2. 建物名、住所、対象機器、定期点検サイクル等

建物名称	箕面市立中学校	学校数	６ 校
建物の所在地	箕面市内	機器台数	１６ 台

建物名	住所	対象室外機				左記対象室外機系統の対象機器の種類 ※3	設置場所
		型式	製造番号	保証開始日	定期点検のサイクル ※2		
箕面市立　第一中学校	箕面市新稲３丁目２－１	GCRP5601GT8	L56100001JG	2009/8/17	5	A	ＧＬ
箕面市立　第二中学校	箕面市萱野１丁目１５－１２	YNZJ560EAN	0EN6434N	2000/8/24	5	F	ＧＬ
箕面市立　第二中学校	箕面市萱野１丁目１５－１２	YNZJ280E1N	0EX1023N	2000/8/24	5	F	ＧＬ
箕面市立　第三中学校	箕面市瀬川３丁目２－２	YNZJ450EAN	0EL5643N	2000/8/24	5	F	ＧＬ
箕面市立　第三中学校	箕面市瀬川３丁目２－２	YNMJ180E1NS	0EM0983N	2000/8/24	5	F	ＧＬ
箕面市立　第三中学校	箕面市瀬川３丁目２－２	YNMP180G1N	7GE1546N	2007/6/30	5	A	ＧＬ
箕面市立　第四中学校	箕面市石丸１丁目１７－１	AXYGP224E1ND	00100152	2010/10/31	5	A	ＧＬ
箕面市立　第四中学校	箕面市石丸１丁目１７－１	AHYGP560E1ND	00100162	2010/10/31	5	A	ＧＬ
箕面市立　第四中学校	箕面市石丸１丁目１７－１	AHYGP560E1ND	00100160	2010/10/31	5	A	屋上
箕面市立　第四中学校	箕面市石丸１丁目１７－１	AHYGP560E1ND	00100161	2010/10/31	5	A	屋上
箕面市立　第四中学校	箕面市石丸１丁目１７－１	AXYGP355E1ND	00100180	2010/10/31	5	A	ＧＬ
箕面市立　第五中学校	箕面市稲４丁目３－１２	YNMJ180E1N	1EM2606N	2001/8/29	5	F	ＧＬ
箕面市立　第五中学校	箕面市稲４丁目３－１２	YNZJ560E2N	1EV8785N	2001/8/29	5	F	ＧＬ
箕面市立　第六中学校	箕面市粟生間谷西１丁目３－１	YNZJ560E2N	1EV8786N	2001/8/30	5	F	ＧＬ
箕面市立　第六中学校	箕面市粟生間谷西１丁目３－１	YNMJ180E1N	1EM2600N	2001/8/30	5	F	ＧＬ
箕面市立　第六中学校	箕面市粟生間谷西１丁目３－１	TGNP140A6N	600233	2003/7/1	3	A	ＧＬ

※2　対象室外機の定期点検サイクル

記号	定　期　点　検　サ　イ　ク　ル
5	対象室外機の保証開始日から起算して5年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が10,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
4	対象室外機の保証開始日から起算して4年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が8,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
3	対象室外機の保証開始日から起算して3年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が6,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
2	対象室外機の保証開始日から起算して2年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が4,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）
1	対象室外機の保証開始日から起算して1年が経過する期間又は当該対象室外機の通算運転時間が2,000時間に到達する期間のいずれか短い期間を目安の期間（本文において「当該期間」という。）として当該期間毎に実施する。（通算運転時間は当該対象室外機の時間計による）

※3　対象機器CSは当該室外機の保証開始日が平成16年4月1日以降でないと対象機器とはできない。尚、これらの単価は対象機ASの料金（各種割引前）の120%である。
対象機器Cは当該室外機の保証開始日が平成16年4月1日以降でないと対象機器とはできない。尚、これらの単価は対象機Ａの料金（各種割引前）の120%である。

※4　保守契約第4条による装置の費用負担方式を表し、該当する欄のチェックボックス□にチェックを記入する。

※5　有りの場合：チェックボックス□にチェックを記入する。但し、チェックボックスにチェックがない場合でも、上記2（1）※1の場合は割増料金が加算される場合がある。

以上